

別表1 (委託内容 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条関係)

契約期間	から			まで (第8条参照)																														
排出事業所No.	排出事業場名称	排出事業場所在地	電話番号																															
1																																		
2																																		
積替え又は保管の有無 有 ・ 無 ※有 の場合は下の欄を記入																																		
施設の名称・所在地	施設における安定型廃棄物と他の廃棄物との混合																																	
許可(搬入)品目	保管上限量		m ³																															
廃棄物の種類、数量、適正処理に必要な情報、単価、処分方法																																		
廃棄物の種類	契約単価		予定数量 単位	適正処理に必要な 情報 (性状及び荷姿など)	処分 方法	最終処分 別表2																												
	収集運搬	処分																																
廃プラスチック類	円/kg	円/kg	kg		選別	7,18,26																												
混合廃棄物	円/kg	円/kg	kg		選別	7,26 13,16 18																												
廃油	円/l	円/l	l		焼却 油水分離	7,26 4																												
水銀使用製品産業廃棄物(蛍光管)	円/kg	円/kg	kg		破砕	8																												
汚泥 (油水分離槽)	円/m ³	円/m ³	m ³	泥状、無機汚泥	脱水	15, 13,14																												
動植物性残さ (グリストラップ汚泥)	円/kg	円/kg	kg		焼却	7																												
金属くず	円/kg	円/kg	kg		選別	3																												
契約期間中の 合計予定金額 (消費税別)	円	円	合計予定数量	kg	l	m ³																												
注意事項 ① 廃油は容器の容量にて精算 ② コンクリートがらは100kg未満は一律2,500円 ③ 蛍光管は割れた物は原則収集不可 ④ 金属くずは中間処理後、有価物として売却します。 ⑤ 塩ビ管は中間処理後、有価物として売却する場合があります。 ⑥ トランス・安定器はPCB不含有証明書が必要です。事前にFAXなどで証明書を送ってください。 ⑦ 搬入量が多い場合は、事前に連絡が必要です。																																		
印紙税法に基づき、収集運搬には1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、予定合計金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。(2021年4月現在) <table border="0"> <tr> <td colspan="2">1号文書 (収集運搬用)</td> <td colspan="2">2号文書 (処分用)</td> </tr> <tr> <td>1万円未満</td> <td>非課税</td> <td>1千万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>10万円以下</td> <td>200円</td> <td>5千万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>50万円以下</td> <td>400円</td> <td>1億円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>100万円以下</td> <td>1千円</td> <td>5億円以下</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>2千円</td> <td>500万円以下</td> <td>2千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">契約金額の記載のないもの200円</td> <td colspan="2">契約金額の記載のないもの200円</td> </tr> </table>							1号文書 (収集運搬用)		2号文書 (処分用)		1万円未満	非課税	1千万円以下	1万円	10万円以下	200円	5千万円以下	2万円	50万円以下	400円	1億円以下	6万円	100万円以下	1千円	5億円以下	10万円	500万円以下	2千円	500万円以下	2千円	契約金額の記載のないもの200円		契約金額の記載のないもの200円	
1号文書 (収集運搬用)		2号文書 (処分用)																																
1万円未満	非課税	1千万円以下	1万円																															
10万円以下	200円	5千万円以下	2万円																															
50万円以下	400円	1億円以下	6万円																															
100万円以下	1千円	5億円以下	10万円																															
500万円以下	2千円	500万円以下	2千円																															
契約金額の記載のないもの200円		契約金額の記載のないもの200円																																

処分施設の内容			
処分方法	処理能力		乙の事業範囲
脱水 (無機汚泥)	143	m ³ /日	汚泥
脱水(有機汚泥・ 廃酸)	9	m ³ /日	汚泥、廃酸(牛乳に限る。)
乾燥	80	m ³ /日	汚泥、廃酸(牛乳に限る。)
コンクリート固化	272	m ³ /日	汚泥
油水分離	40 8	m ³ /日	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ
中和	300	m ³ /日	廃酸、廃アルカリ
破砕 (廃蛍光灯)	1.904	t/日	廃蛍光管に限る。
選別	5	t/日	廃乾電池、廃棄物全般ただし医療廃棄物を除く。廃タイヤ、廃OA機器及び廃家電(家電リサイクル法対象4品目は除く。)等に限る。
破砕(廃石膏ボ ード)	80	t/日	廃石膏ボードに限る。
焼成(廃石膏ボ ード)	36	t/日	廃石膏ボードで破砕したものに限り。
焼却	38.4	t/日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、動物のふん尿、動物の死体
破砕	61.6	t/日	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず
選別	83.4	t/日	混合廃棄物(廃OA機器又はこれに類するものを除く。)に限る。汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、ゴムくず、金属くず、がれき類

別表2 (最終処分の内容 第7条関係) 別紙を添付する。

別表3 (廃棄物情報の伝達 第3条関係)

廃棄物情報等に変更があった場合の伝達方法				
甲	担当者所属・氏名			
	電話			
	文書の伝達方法及び伝達先	<input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 郵送		
乙	担当者所属・氏名			
	電話	011-221-8881		
	文書の伝達方法及び伝達先	<input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 郵送	011-221-6501 〒060-0031	
		札幌市中央区北1条東15丁目140番地		

収集運搬及び処分契約で収集運搬会社が複数の場合の一覧

会社名	排出場所の許可番号	処分場所の許可番号